

番号	区分	質問	回答
1	交付条件(対象施設)	令和7年10月1日時点で新規指定を受け運営を開始した施設等も対象となるのか。	令和7年10月1日時点で運営を開始している場合は、対象となります。ただし、支援金の申請日までの間、事業が行われており、令和8年3月31日まで事業が継続する見込みがある場合に限りです。
2	交付条件(対象施設)	令和7年7月31日まで運営していたが、令和7年10月1日時点で休止、廃止した場合、対象となるのか。	交付対象となりません。令和7年10月1日から支援金の申請日までの間、事業が行われている必要があります。
3	交付条件(対象施設)	令和7年10月2日以降に指定や認可等を受けた施設等は、対象となるのか。	交付対象となりません。令和7年10月1日から支援金の申請日までの間、事業が行われている必要があります。
4	交付条件(対象施設)	令和7年10月2日以降に、廃止・休止する施設については申請できるか。	交付対象となりません。令和7年10月2日から支援金の申請日までの間、事業が行われている必要があります。また、令和8年3月31日まで事業が継続する見込みがある事業所が対象となります。
5	交付条件(対象施設)	施設等の所在地が大阪市内にあるが対象となるか。	施設等の所在地が大阪市内であっても、大阪市の指定または認可を受けている施設等であれば対象となります。ただし、介護保険制度における他市町村に所在する施設等は対象外となります。
6	交付条件(対象施設)	法人の所在地が大阪市内にあるが対象となるか。	法人の所在地が大阪市内であっても、大阪市の指定または認可を受けている施設等であれば対象となります。
7	交付条件(対象施設)	同趣旨の給付金を他団体(国、府、市町村等)から受けている、又は今後受ける予定であるが、本支援金の申請をすることはできるか。	他団体からの同趣旨の給付金を受けている、又は今後受ける予定であっても、本支援金を申請(受給)することができます。ただし、本支援金を受給した場合に、他の給付金を受けることが可能かどうかについては、他の給付金の支給要件等をご確認ください。
8	交付条件(対象施設)	訪問系サービス事業所はなぜ対象でないのか。	今回の物価高騰対応支援金は、電気・ガス代などを除いた経費を対象として支援するものです。訪問系事業所においては、総支出額のうち、電気・ガス代などの光熱水費の占める割合が大きいため、対象外とさせていただきます。
9	交付条件(対象施設)	医療機関であり、通所リハビリテーション事業所(介護保険)のみなし指定を受けている場合は、「大阪市社会福祉施設等物価高騰対応支援金」の申請ができるのか。	本支援金については、対象外となります。
10	交付条件(対象施設)	府や市町村が民間に運営を委託している施設等の場合はどうなるのか。	支給対象外となります。公立施設については、直営のほか、指定管理等、運営を委託している場合も対象外となります。
11	交付条件(対象施設)	なぜ有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅は対象外なのか。	当事業は、介護報酬など公定価格等で運営され、物価の高騰分を利用者負担に転嫁できない施設を対象とさせていただいており、左記施設は対象外とさせていただきます。
12	交付条件(対象施設)	有料老人ホームであり、介護保険サービスの特定施設入居者生活介護の指定もとっているが、対象とならないのか。	当事業は、介護報酬など公定価格等で運営され、物価の高騰分を利用者負担に転嫁できない施設を対象とさせていただいており、左記施設は対象外とさせていただきます。

番号	区分	質問	回答
13	交付条件(対象施設)	同一建物で、福祉施設等の複数サービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所、ただし、1階と2階で分かれている場合や平面図で区分けしてサービスを受けている場合)は、各々対象となるのか。	各々のサービスで申請することが可能です。 (例1) 障がい児者施設の入所施設と併設型短期入所(空床型は不可) = 入所系 + 入所系 (例2) 障がい者支援施設(施設入所支援と生活介護) = 入所系 + 通所系 (例3) 高齢の入所施設、併設通所事業所 = 入所系 + 通所系
14	交付条件(対象施設)	同一建物で、福祉施設等の複数サービスの指定を受けている場合(同法人、同事業所、同住所、ただし、区分けせず同じ場所でサービスの指定を受けている場合)は、各々対象となるのか。また、それぞれ申請できるのか。	実施するサービスの形態により異なります。 ① 同時間における最大利用者数が各サービスごとに定員が定められている場合、各々申請することが可能です。 (例1) (介護) 指定通所介護と第1号通所事業(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)) (例2) (障がい) 生活介護と就労継続支援B型(多機能型) ② 同時間における最大利用者数がいずれかのサービスの定員を限度とする場合は、いずれか1つのサービスでのみの申請となります。 (例1) (介護) 指定通所介護と第1号通所事業(緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)) (例2) 放課後等デイサービスと児童発達支援(多機能型障がい児通所支援事業所) ③ 同一建物でサービス実施時間を分けている場合は、いずれか1つ(定員数が大きい方)でのみ申請できません。 (例1) 介護施設の通所介護事業所で複数単位(例:午前と午後に分かれている場合等)で運営している場合
15	交付条件(対象施設)	同一建物で、入所と通所の認可を受けている場合は、各々対象となるのか。	入所と通所で申請することができます。(保護施設除く) (例) 障がい者支援施設(入所)と生活介護(通所) = 入所系 + 通所系 (例) 特別養護老人ホーム(入所)と通所介護(通所) = 入所系 + 通所系
16	申請手続	申請時期はいつからいつまでか。	令和8年2月26日(木)から令和8年3月12日(木)18時00分までに行政オンラインシステムで申請終了(申請データの送信を完了)してください。
17	申請手続	やむを得ない事情により申請期間内に申請することができなかった場合、申請期間外でも申請可能か。	申請期間外はいかなる事情があったとしても申請できません。
18	申請手続	申請は施設等ごとか、法人単位か。	申請は法人単位となります。複数の施設等を運営している法人は、複数事業所分をまとめて申請してください。
19	申請手続	行政オンラインシステムで申請できない場合はどうすればよいのか。	申請は原則、行政オンラインシステムによる申請で行ってください。やむを得ない事情により行政オンラインシステムでの電子申請ができない場合は、問い合わせ先までご連絡ください。
20	申請手続	申請に必要な書類はあるか。	特にありません。ただし、支援金の振り込みに際し、口座情報の確認が必要な場合は、通帳等の写しの提出をお願いします。

番号	区分	質問	回答
21	申請手続	法人名義の口座ではなく、事業所名義の口座に振り込むことはできるか。	振込先口座として指定できるのは法人名義の口座のみとなります。
22	申請手続	事業所ごとに会計管理を実施しているため、複数の口座に振り込むことは可能か。	1法人1申請となるため、複数口座への振り込みはできません。また、振込先口座として指定できるのは法人名義の口座のみとなります。
23	行政オンラインシステム操作	行政オンラインシステムの操作がわからない。どうすればよいか。	行政オンラインシステムのトップページにある「ヘルプ」「よくあるご質問」を掲載していますので併せてご確認ください。
24	行政オンラインシステム操作	介護サービスと障がい福祉サービスの事業を行っているが、まとめて申請可能か。	行政オンラインシステムの申請フォームは分野ごと（介護、障がい、生活保護）にフォームが異なりますので、各分野ごとに申請をお願いします。
25	行政オンラインシステム操作	オンライン申請で不備があった場合、どのように連絡が来るのか。	行政オンラインシステムで修正依頼（差戻し）をさせていただきます（申請いただいたIDのメールアドレスあてに修正依頼メールを送信します）。その修正依頼を確認の上、再度申請を提出してください。なお、軽微な修正については電話等で確認のうえ、修正させていただくこともあります。
26	行政オンラインシステム操作	申請したデータについて、不備の連絡を待たずに、自ら申請内容を修正することはできるのか。	一度申請したデータについて、修正することはできません。修正を希望する場合は、一度、取り下げをした後、再度申請してください。市から修正依頼（差戻し）をされたデータについては、修正して再申請することができます。
27	行政オンラインシステム操作	申請したデータについて、取り下げることができるのか。	審査が完了するまでの間、申請の取り下げが可能です。
28	行政オンラインシステム操作	同じ法人内で複数回申請してしまった場合どうしたらいいのか。	重複した施設の申請を取り下げてください。審査が完了している場合は取り下げをすることができないため、お問い合わせください。
29	支払い・審査	登録した金融機関口座には何という名前（名義）で振り込まれるのか。	「シ ブッカコウトウタイオウシエンキン」となります。
30	支払い・審査	交付決定通知はいつ発行されるのか。	支援金の交付を決定した時は、支援金の支払いをもって、交付の決定をした旨の通知をしたものとみなすとしているため、交付決定通知書は交付されません。
31	支払い・審査	物価高騰対応支援金はいつ支給されるのか。	支援金の支給は、令和8年4月中下旬頃を予定しています。
32	支払い・審査	物価高騰対応支援金を誤って受給した場合はどうすればよいか。	誤って受給された場合は、返還手続き等を行っていただきますので、お問い合わせください。

番号	区分	質問	回答
33	その他	物価高騰対応支援金は課税対象か。確定申告は必要なのか。	課税対象になります。所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要があります。確定申告の際には、必ず申告してください。 確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照いただくか < https://www.nta.go.jp/index.htm >、最寄りの税務署にお問い合わせください。
34	その他	物価高騰対応支援金は会計上どのように処理すべきか。	どの勘定科目に計上すべきかなど、会計上の処理については税理士とご相談ください。
35	その他	物価高騰対応支援金は消費税の対象か。	「国または地方公共団体からの補助金や助成金等」として消費税の対象にはなりません。詳細は国税庁のホームページをご参照ください。 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6157.htm
36	その他	物価高騰対応支援金は「消費税仕入控除税額報告」が必要なのか。	不要です。